

令和 7 年度

石見銀山基金 文化財等修復事業募集要項

お問い合わせ先：

〒699-2301 大田市仁摩町仁万 562 番地 3

大田市役所仁摩支所内

NPO 法人石見銀山協働会議 事務局

TEL：0854-88-9123 FAX：0854-88-9124

MAIL：info@ginzan-npo.jp

HP：http://ginzan-npo.jp/

対応時間：平日 9 時 00 分～17 時 00 分

NPO 法人石見銀山協働会議
島根県大田市

1. 石見銀山基金と石見銀山基金事業

石見銀山基金（以下「基金」）とは、石見銀山遺跡を適正に保全活用し、未来へ確実に継承していくために民間と行政が協働し、幅広い活動を持続的に実施するため、島根県内外の個人・法人・団体から寄附を募り、石見銀山遺跡の保全活用等の事業を支援することを目的に、積み立てられた基金です。

石見銀山基金事業（以下「基金事業」）とは、石見銀山遺跡を「守り、活かし、究め、伝える」市民活動や、石見銀山遺跡に関するユネスコの精神に基づく平和と人権を尊重する啓発活動を選定し、基金を活用して取り組む事業です。

なお、基金事業は、大田市の会計（予算）から補助金の執行（支出）を行うため、採択年度当初予算に関わる大田市議会の議決が得られない場合は、この公募によって生じた一切の権利及び義務は効力を失うものとします。

2. 事業の対象となる活動

石見銀山行動計画に記載された石見銀山遺跡の保全活用等の活動を対象とします。

石見銀山行動計画は、NPO 法人石見銀山協働会議（以下「石見銀山協働会議」）のホームページ（URL：<http://ginzan-npo.jp/>）に掲載しています。計画する事業が基金事業の対象であるか否かについては、NPO 法人石見銀山協働会議事務局（以下、「NPO 事務局」）までご連絡ください。

事業内容

- 石見銀山遺跡地内等で老朽等により倒壊の恐れがある国・県・市の指定史跡並びに建造物の修理及び整備
- 上記以外で伝統的建造物群保存地区保存計画で伝統的建造物に特定した寺社及びこれに附属する建造物等の修理

《過去の事例》社寺仏閣の修復活動



（注）次に掲げる活動は事業の対象となりません。

- ①営利を目的とする活動
- ②特定の個人又は団体のみの利益に寄与する活動
- ③政治又は布教を目的とする活動及びそれらの活動と一体性を持つ活動
（文化財を保全することが目的の場合を除く）

3. 事業の対象となる者等

国・県・市の指定史跡並びに建造物を所有する個人及び団体、伝統的建造物群保存地区保存計画で伝統的建造物に特定した寺社及びこれに附属する建造物等を所有または管理する個人及び団体とします。

なお、事業の実施の対象となる団体は、5人以上で構成される団体、グループ（以下「団体等」）とします。法人格の有無は問いません。ただし、次の①及び②の提出が可能な団体に限ります。

- ① 団体の定款、会則又は規約
- ② 構成員等名簿と連絡先

※団体等が実行委員会等を結成して活動する場合は、次の１）及び２）の提出が必要となります。

- １）実行委員会及び参加団体等の会則、規約又はこれらに類するもの
- ２）実行委員会の構成員等名簿と連絡先

４．事業の対象とならない者等

事業の対象とならない者等は、次のような場合です。

- １）大田市教育委員会の事前協議が完了していない個人又は団体
- ２）団体等の構成員等に、反社会的な組織に加わっている者（暴力団員等）が含まれている場合
- ３）個人又は団体等の責任者、連絡先等が明確でない場合
- ４）補助金の管理能力に欠けると認められる場合
- ５）法令遵守に問題の認められる場合（所轄庁への事業報告書の提出を怠っている NPO 法人等）

５．事業の実施エリア

原則、世界遺産石見銀山遺跡地内（バッファゾーンを含む）での活動を対象とします。

６．事業の実施期間と採択回数の制限

- （１）事業の実施期間は、大田市石見銀山基金事業費補助金の交付決定のあった日から令和８年３月３１日までの間とします。
- （２）同一年度に一団体１回のみ事業を申請できます。
- （３）文化財等修復事業を行う場合、採択回数の制限はありません。

７．事業の区分・補助率・補助限度額等

事業の区分、補助率及び補助限度額等は次のとおりとします。

内 容	補 助 率		補助限度額	選考方法
老朽等により倒壊の恐れがある国・県・市の指定史跡並びに建造物の修理及び整備	補助対象経費の総額が５００万円以下の事業	自己負担額の 1/2 以内	1,000 万円	書類審査
	補助対象経費の総額が５００万円を超え８００万円以下の事業	自己負担額の 2/3 以内		
	補助対象経費の総額が８００万円を超える事業	自己負担額の 3/4 以内		
上記以外の伝統的建造物群保存地区保存計画で伝統的建造物に特定した寺社及びこれに附属する建造物等の修理	自己負担額の 1/2 以内		500 万円	書類審査

- (注1) 国・県・市の指定史跡並びに建造物とは、国・県・市の補助要件に合致している史跡、建造物とします。また、補助対象経費は、国・県・市が定める対象経費の総額とし、補助限度額は、指定史跡並びに建造物1件あたりの限度額とします。
- (注2) 他の補助制度を利用する場合も、事業の対象になりますが、他の補助制度が補助金併用の申請を認めていない場合は、事業の対象外とします。
- (注3) 本事業は、大田市教育委員会の事前協議が完了していることを条件とします。

8. 事業の対象経費

事業の対象となる経費は、国・県・市・その他補助金を差し引いた額の3/4以内を補助します。

9. 募集期間・要望書用紙・応募方法

(1) 募集期間

令和7年4月1日より随時募集、受付しています。

(2) 要望書用紙

要望書用紙の希望の方は、石見銀山協働会議ホームページ (URL: <http://ginzan-npo.jp/>) からダウンロード又は、下記の宛先に請求ください。

NPO 法人石見銀山協働会議 事務局

住所：〒699-2301 島根県大田市仁摩町仁万562番地3

電話：0854-88-9123 FAX：0854-88-9124

メール：info@ginzan-npo.jp ホームページ：<http://ginzan-npo.jp/>

(3) 応募方法

所定の「石見銀山基金事業要望書」に必要事項を記入し、次の書類を添付の上、NPO 事務局宛に郵送か直接持参してください。

①添付書類

- 1) 団体等の定款、会則又は規約の写し (団体の場合のみ)
- 2) 個人又は団体等の構成員の責任と役割と連絡先を明らかにする書類 (任意様式)
- 3) 見積書
- 4) 大田市教育委員会の事前協議が完了していること分かる書類
- 5) 確認書

※個人が申請する場合については、上記の2)、3)、4) 及び5) の提出が必要となります。

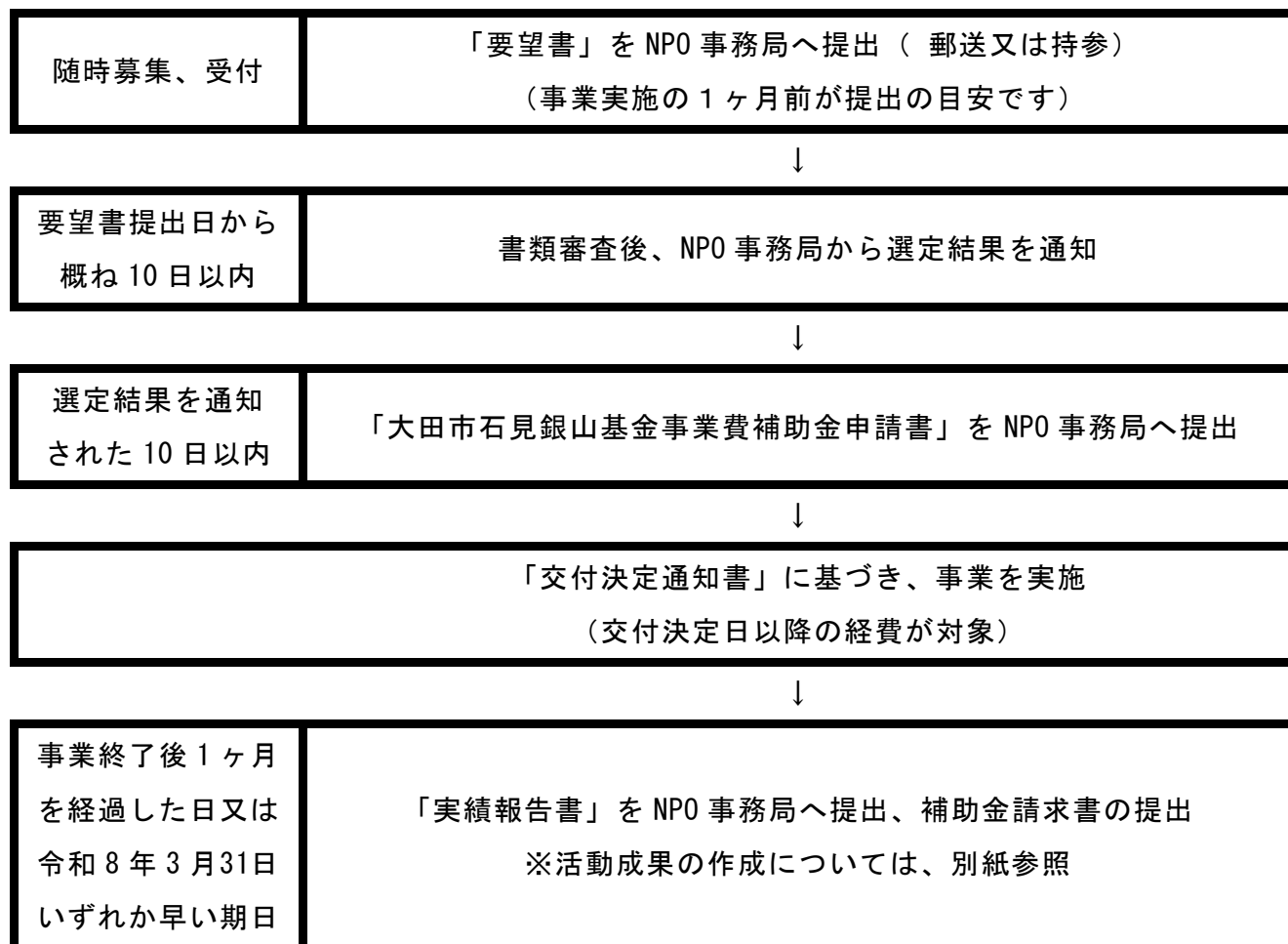
②提出部数

1 部

(4) 注意事項

- ① 要望書は、記載内容の修正をお願いすることがありますので、ご不明な点等は提出前に NPO 事務局へご相談ください。書類の体裁が整ったものを締切日までに提出してください。要望書に不備がある場合は、受理できないことがあります。
- ② 提出された要望書等は返却しません。

10. 石見銀山基金事業の流れ



11. 事業の選考方法

提出された要望書をもとに書類審査による事業認定を行います。事業内容及び審査結果については、石見銀山協働会議のホームページ（URL：<http://ginzan-npo.jp/>）等により公表します。

12. 選定結果通知

書類審査の結果については、要望書を受理した日から概ね10日までに通知します。

13. 補助金の交付

対象事業として採択された事業を実施する団体等は、大田市石見銀山基金事業費補助金交付要綱に基づき、大田市に対して申請を行い、補助金の交付を受けることができます。

なお、申請書類はNPO事務局へ提出してください。

14. 実績報告書等の提出

- (1) 事業が終了した日から起算して1ヶ月を経過した日又は補助金の交付決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い期日までに、大田市石見銀山基金事業費補助金交付要綱に基づき、実績報告書を提出してください。
- (2) 実績報告書には、実施した事業の内容が分かる写真や資料を添付してください。
- (3) 提出された実績報告書や成果資料等は、ホームページ等で公開する場合がありますのでご了承ください。

15. 石見銀山基金活用の周知

ポスター・チラシ・看板等を作成する場合は、石見銀山基金を活用して取り組む事業であることを明記のうえ「石見銀山ロゴマーク」を掲載してください。石見銀山ロゴマークは石見銀山協働会議のホームページからダウンロードできます。

16. 補助金の返還

次のいずれかに該当する場合は、補助金の全額又は一部を返還いただきます。また、石見銀山協働会議がその程度が悪質と判断した場合は、その事実を公表する場合があります。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を事業以外の他の用途に使用したとき。
- (3) 事業が縮小、中止又は実施不能となったとき。
- (4) 事業を申請期間内に完了できなかったとき。
- (5) 事業の完了時の実績が補助金交付決定額を下回ったとき。
- (6) 実績報告書を提出しなかったとき。

17. その他留意事項

- (1) 地域住民に関係する事業を行う場合は、関係する「まちづくりセンター」とあらかじめ相談の上、要望書を提出してください。また、文化財保護法や建築基準法等の規制

がありますので、関係機関との事前協議が必要な場合があります。

- (2) 要望書は、選考の際の審査資料となりますので、事業計画に変更が生じることのないよう、十分に検討の上、作成してください。
- (3) 要望書提出後、事業を辞退する場合は、書面による届出が必要になりますので、速やかに書面で連絡ください。
- (4) 要望書等に不備がある場合は、記載内容の修正を求めます。

＜要望書等の不備な例＞

- ① 大田市教育委員会との事前協議が完了していない。
- ② 法人格のない団体等（任意団体等）の場合
 - ・団体等の定款、会則又は規約が提出されていない。
 - ・要望書に構成員 5 名以上の氏名と住所が記載されていない。
- ③ 要望額、収支計画の計算が間違っている。
- ④ 事業期間を対象期間外等に設定している。
- ⑤ 定められた要望書以外の書式を使用している。
- ⑥ 必要とされる見積書等が添付されていない。

18. Q & A

Q1. 建築確認、完了検査に係る費用も対象経費になるか？

A1. 建造物を新築したり、既存の建造物に大規模な増改築を施したりするような場合は、関係機関による建築確認等を受ける必要がありますが、これらの手続きに必要な経費は対象外になります。

Q2. 要望すれば間違いなく補助が受けられるか？

A2. 文化財等修復事業は書類審査を行います。その結果によっては、補助金額が減額となったり、補助対象事業とならないこともあります。また、昨年度に補助金の採択を受けていても、今年度も確実に補助金の採択が受けられるとは限りません。

Q3. 事業開始から補助金の交付を受けるまでの間は、自己資金のみで事業を実施しなければならないのか？

A3. 基本的には事業完了後に補助金の交付となりますが、自己資金に乏しく事業実施が困難な場合には、補助金交付決定額の 8 / 10 相当額までの範囲で補助金の概算払いを受けることができます。

別紙【確認書】

大田市石見銀山基金事業費補助金交付を要望する本事業については、申請者（構成員含む）及び関係者（工事請負先、委託先等）に以下の者・団体は含まれておりません。

- ・ 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接に関連を有する者
- ・ 公の秩序又は善良の風俗に反する行為をし、又は行うおそれのある団体及びその関連団体

また今後、そういった者・団体が本事業に関係しているとわかった場合には、大田市石見銀山基金事業費補助金の交付を辞退し、すでに交付を受けている場合は返還いたします。

団 体 名

住 所

代表者名